

多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区支え合いのまちづくり推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に関する事
- (2) 地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関する事
- (3) 行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関する事
- (4) 地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (5) 地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関する事
- (6) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係の団体を代表する者
- (3) 福祉関係の団体及び施設を代表する者
- (4) 地域住民関係の団体を代表する者
- (5) ボランティア組織及び社会奉仕団を代表する者
- (6) 社会福祉当事者組織及び団体を代表する者
- (7) 学校関係及び保護者団体を代表する者
- (8) その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催をする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。